

警察医の委嘱に関する規程

平成3年3月20日  
本部訓令第5号

改正 平成5年3月本部訓令第2号  
平成18年5月本部訓令第16号

平成7年5月本部訓令第7号

警察本部  
警察学校  
各警察署

警察嘱託医の指定等に関する規程（昭和40年7月青森県警察本部訓令第16号）の全部を改正する訓令を次のように定める。

（趣旨）

第1条 この規程は、警察医の委嘱に関し必要な事項を定めるものとする。

（委嘱及び身分）

第2条 警察医は、次の各号に掲げるすべての要件を具備する医師のうちから、警察署の管轄区域ごとに警察本部長が委嘱する。

- (1) 人格及び行動について社会的信望を有すること。
- (2) 警察医の業務について理解と熱意を有すること。
- (3) 健康で活動力を有すること。

2 前項の委嘱は、警察署長が推薦した者のうちから、委嘱状（別記様式第1号）を交付して行うものとする。

3 警察医は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の特別職とする。

（任期）

第3条 警察医の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

（業務）

第4条 警察署長が警察医に要請できる業務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 被留置者、被保護者等に対する医療その他保健に関すること。
- (2) 変死体の検視の立会い、検案等に関すること。
- (3) その他必要と認める業務

（身分証明書）

第5条 警察医には、その身分を明らかにするため、警察医の証（別記様式第2号）を貸与するものとする。

（報酬）

第6条 警察医の報酬は月額とし、その額は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 青森警察署、八戸警察署及び弘前警察署の警察医8,500円
- (2) 五所川原警察署、黒石警察署、三沢警察署、むつ警察署及び十和田警察署の警察医（平成18年3月31日現在の金木警察署及び大鰐警察署の管轄区域を活動範囲とする警察医を除く。）7,500円
- (3) その他の警察署の警察医（平成18年3月31日現在の金木警察署及び大鰐警察署の管轄区域を活動範囲とする警察医を含む。）7,000円

2 報酬は、9月及び3月に支給するものとする。

（解嘱）

第7条 警察本部長は、警察医が次の各号のいずれかに該当するときは、警察医を解嘱するものとする。

- (1) 第2条第1項各号のいずれかの要件を欠くに至ったとき。

(2) 辞意を表明したとき。

(3) 医師法（昭和23年法律第201号）第7条第1項及び第2項の規定により、医師の免許を取り消され、又は医業の停止を命ぜられたとき。

（警察医名簿の備付け）

第8条 捜査第一課長は、警察医名簿（別記様式第3号）を備え付け、住所、氏名等を明らかにしておかなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、平成3年4月1日から施行する。

（青森県警察留置管理規程の一部改正）

2 青森県警察留置管理規程（平成2年6月青森県警察本部訓令第3号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

別記様式第1号

別記様式第2号

別記様式第3号

委 嘱 状

(氏名)

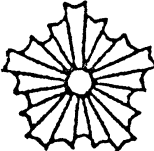
(現住所)

委嘱内容

年 月 日

青森県警察本部長 印

(表)

第	号	年	月	日
				
<b>警 察 医 の 証</b>				
住 所				
氏 名				

6 cm

8 cm

(裏)

<b>注 意 事 項</b>
<p>1 警察医は、その職務を行う場合には、警察医の証を携帯し、関係人から請求があったときは、これを提示しなければならない。</p> <p>2 警察医の証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。</p> <p>3 警察医の証を破損し、又は紛失したときは、その旨を遅滞なく発行者に届け出なければならない。</p> <p>4 警察医の証は、警察医の身分を失ったとき、速やかに発行者に返納しなければならない。</p>

